

1 主 旨

- (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」という。)第8条第1項により、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、「世田谷区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定します。
- (2) この計画は、現行の「世田谷区新型インフルエンザ対策行動計画」を改定して、区が特措法に基づき実施する新型インフルエンザ等対策の基本的な方針及び対策の選択肢を示すものです。

2 現行の行動計画からの主な変更点

- (1) 「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、その中で示された被害想定・発生段階に沿いながら、構成等を修正して作成します。
- (2) 特措法の規定により、対象とする感染症の範囲を拡大し、病原性が高く新型インフルエンザ等と同様の危険性がある新感染症も対象とします。
- (3) 病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、病原性が低い場合にも対応できるよう対策の選択肢を示します。
- (4) 特措法で規定された「緊急事態宣言時の措置」を追加します。
- (5) 現行の計画にある「ワクチン接種」について、特措法で定められた「住民接種」と「特定接種」を対策とする内容に修正します。

3 対策の目的

- (1) 新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護すること。
- (2) 区民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小になるようにすること。

4 構 成

- (1) はじめに 特措法の制定、取り組みの経緯、行動計画の作成
- (2) 基本的な方針
基本的考え方、対策の目的、被害想定、対策実施上の留意点、対策推進のための役割分担等
- (3) 各発生段階における対策
 - < 発生段階 > 未発生期、海外発生期、国内発生早期、都内発生早期、都内感染期、小康期
 - < 主要 8 項目 > 実施体制、サーベイランス・情報収集、情報提供・共有、区民相談、予防・まん延防止、予防接種、医療、区民生活及び経済活動の安定の確保、都市機能の維持

発生段階に応じた主な対策

発生段階に応じた主な対策		未発生期	海外発生期	国内発生早期 (都内未発生)	都内発生早期	都内感染期 (医療)「第1ステージ」「第2ステージ」「第3ステージ」	小康期
実施体制	主な対策		区対策本部設置	[政令で定める要件に該当する場合、国が緊急事態宣言を行う]			区対策本部廃止
1 サーベイランス・情報収集	サーベイランス体制を構築し、情報を収集・分析 発生段階に応じたサーベイランスの実施	通年のサーベイランス	サーベイランスを強化、患者等の全数把握		重症化の傾向、集団発生を把握		通年のサーベイランス
2 情報提供・共有	区民、事業者への迅速な情報提供(HP、Twitter) 関係機関との連携強化	普及啓発	発生状況、感染予防策、相談体制の周知 都が行う催物等の制限要請など感染拡大防止策の事前周知		感染リスクの高い施設 区の施設の感染対策を周知		第一波終息発表
3 区民相談	新型インフルエンザ相談センター設置 感染拡大防止策ほか各種相談対応		新型インフルエンザ相談センターでの健康相談、医療機関案内 各部の相談対応強化、相談内容を情報共有し、対応				平常体制の回復
4 予防・まん延防止	感染リスクの高い施設の感染対策 個人の感染予防策や催物等の自粛の呼びかけ			感染予防策等の呼びかけ	感染リスクの高い施設の感染対策 都が行う不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限、催物開催の制限を区民に周知		感染拡大防止策の解除
5 予防接種	住民接種の実施 特定接種の実施		住民接種の準備開始 特定接種の実施(対象となる区職員に対する接種)	住民接種の実施			第二波に備え 接種の継続
6 医療	新型インフルエンザ専門外来での受診等を案内		専門外来での受診、指定医療機関での入院措置		全医療機関での診療 (院内体制「通常」「強化」「緊急体制」)		平常体制の回復
7 区民生活及び経済活動の安定の確保	食料・生活必需品の安定供給 高齢者等要援護者の生活支援				買占め、売惜しみ防止の呼びかけ 要援護者の生活支援		平常活動の回復
8 都市機能の維持	区民の安全・安心の確保				埋葬・火葬の特例 地域住民と連携した防犯活動		平常体制の回復